地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年六月 十二日

参 議 院 文 教 科 学 委 員 会

政府及び関係者は、 本法の施行に当たり、 次の事項について特段の配慮をすべきである。

本法施行後、 教育の政治的中立性、 地方教育行政における責任体制の明確化、 迅速な危機管理体制の構築、 地方公共団体の長

と教育委員会との連携の強化等の状況について必要に応じて検証を行い、 その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

新教育長の権限及び責任が従来に比して重くなることから、これを直接任命する首長の責任はもちろん、 任命同意に際し、 新

教育長の資質・能力をチェックする議会の責任も重くなることを踏まえ、 議会においては、 所信聴取等、 丁寧な対応を行うこと。

教育委員会は、レイマンコントロ ールの趣旨を踏まえ、 権限が強化される新教育長による事務執行を地域住民の視点に立って、

厳 エックすること。

匹 新教育長については、 その権限が強化されることに鑑み、 大学等における研修を充実させるなど、資質・能力の向上を図るこ

と。

 教育委員会が期待される機能を果たすことができるよう、 教育委員に多様な人材を登用したり、 人数を増やす等、 教育委員会

 \mathcal{O} 活性化を促進する取組を推進すること。また、 教育委員会事務局の職員についても、 研修制度の充実や行政部局との 人事交流

等により、 その能力向上を図ること。また、 今回の改正によって教育委員会事務局の業務量が増える可能性があることから、 小

規模な地方公共団体については、 指導主事の拡充等を通じた体制整備を図ること。

六、学校現場に民意を反映していくため、 保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ることができ

るよう、 学校運営協議会の設置の促進に努めること。 また、 地方公共団体の財政状況による格差が生じないよう、 財政 、措置も含

め学校運営協議会の設置及び運営に係る支援策を講ずること。

七、 首長が総合教育会議を運営するに当たっては、学校運営協議会や学校支援地域本部等の関係者の参加を積極的に求めること。

特に、 教育に関する総合的な施策の大綱がその地域の実情に応じて定められるべきものであることに鑑み、 地域住民の意向が大

綱に適切に反映されるよう努めること。

八、 総合教育会議において、 首長及び教育委員会は、 相互の役割 ・権限を尊重しつつ、十分に協議を行い、 調整を図ること。 また、

1 じめ事案など重大かつ緊急な対応を要する事案については、 適切かつ迅速に対処し、 地域住民に対して教育行政における責任

を果たすこと。

九、 地域住民の教育に対する信頼と期待に応え、開かれた教育行政を推進する観点から、 教育委員会や総合教育会議の議事録の作

成・公表が確実になされるよう万全を期すこと。

+ 新法第五十条の文部科学大臣の指示の明確化については、 自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の原

則を踏まえ、国の関与は最小限とすべきことに留意して運用すること。

右決議する。